

総合評価落札方式における技術者の育休等の取得に係る 評価対象期間の拡大について

1 概要

総合評価落札方式の技術者の評価において、産休・育休取得期間を対象とし評価期間を延長することで、仕事と子育てを両立する技術者を支援する。

2 評価対象

【現行】

総合評価落札方式における技術者の評価

- ① 過去5か年に優良技術者表彰を受賞した者の配置
- ② 過去3か年に78点以上の成績点を保有する技術者の配置

総合評価落札における評価内容

| 区分 | 総合評価 | 建設工事 | | 業務委託 | |
|-----------------|------|------|---------|------|---------|
| | 加点 | 対象機関 | 内容 | 対象機関 | 内容 |
| 優良技術者表彰 | 1.0 | 国又は県 | 受賞あり | 県 | 受賞あり |
| 工事(業務)成績評 定点 | 1.0 | 国又は県 | 82点2件以上 | 県 | 82点2件以上 |
| | 0.75 | 国又は県 | 82点1件以上 | 県 | 82点1件以上 |
| | 0.5 | 国又は県 | 78点1件以上 | 県 | 78点1件以上 |

【取組】

現行①、②の評価において、次の休業の期間を対象とし評価期間を延長する。

産休：出産予定日の6週間前から出産日までの産前休業及び出産日の翌日から8週間の産後休業

育休：1歳に満たない子を養育するための休業で、男女を問わず希望する期間の育児休業（ただし、一定の要件を満たす場合は子が1歳6か月に達するまでの間の休業）

3 実施時期

◆平成28年4月以降の公告案件で実施